

ウェブ開示によるみなし提供制度の対象に係る会施規・会計規の改正案、公表—法務省

去る10月12日、法務省は「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表した。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業報告に表示すべき事項の一部ならびに貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項を、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象とするもの。

2021年1月に行われた改正案（2021年2月20日号（No.1603）情報ダイジェスト参照）と同様の内容である。公布の日から施行されるが、改正規定は、2023年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日前に招集の手続が開始された定時株主総会に係る事業報告および計算書類の提供については、なおその効力を有する。コメント期限は11月12日。

会計

リース適用指針の文案イメージ、検討—ASBJ、リース会計専門委

去る10月4日、企業会計基準委員会は第105回リース会計専門委員会を開催した。

適用指針文案イメージの検討
リースに関する会計基準の改正について、事務局提案をもとに作成されたリース適用指針の文案イメージに、これまでの意見をもとに修正が行われたものが示され、審議が行われた。

は」との意見が聞かれた。

(2) 貸手のリース料
貸手のリース料に関して、事務局より、貸手におけるリース料総額が、貸手におけるリース期間に係るリース料であるとすると定めを会計基準に追加する予定である旨が示された。

専門委員からは「貸手のリース期間に係るリース料は別途定めるのか、借手の変動リース料などを含むのか」という質問に、事務局からは「貸手の取扱いは変えない。貸手と借手のリース料が異なることを明記する」と回答があった。

*

その他、専門委員から「IFRS 16号の主要な定めを盛り込む方針であるが、主要な定めと事務局が判断した点は何か、結果を変えることなく簡素化した箇所はどこかを、網羅的にわかる資料が議論の際に必要」といった意見が聞かれた。

第467回親委員会の審議

(1) リース期間
借手および貸手のリース期間について、IFRS 16号「リース」の規定とそろえるのは借手のみとし、貸手は現行基準を引き継ぐことが提案された。

専門委員から「貸手と借手のリース期間が異なることで、パスルーではないサブリースの場合の再リースに混乱が生じないか。再リースの定義が必要で

10月8日に開催された第467回企業会計基準委員会では、リースに関する会計基準の改正において、IFRS 16号の内容と整合性を図る程度について、審議が行われた。
現状の事務局提案の概要は次

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
11月30日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年8月期) 2カ月延長法人(令和3年7月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(付記) 税を考える週間(11月11日～17日)

国税庁・国税局・税務署

のとおり。

(1) 借手の取扱い

文言レベルでIFRS 16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRSを任意適用している企業がIFRS 16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す。

リースの識別については、IFRS 16号の主要な定めの内容のみを採り入れることにより、原則的な取扱いを示し、ガイダンスや設例については必ずしも採り入れない。

(2) 貸手の取扱い

収益認識基準との関係やリースの定義およびリースの識別以外は、基本的に改正を行わない。

*

委員からは「利用者としては、日本基準とIFRSでどちらが実態を表すのが重要」、「借手のリースの識別について『原則的な取扱いを示し、ガイダンスや設例については必ずしも採り入れない』方針とあるが、IFRS適用会社ではない会社では、判断が難しい場合があるのではないか」との意見が挙げられた。

税務

短期退職手当等Q&A、公表—国税庁

去る10月8日、国税庁は「短期退職手当等Q&A」を公表した。

2021年度税制改正で、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等（短期退職手当等）について、その退職所得金額の計算方法が改正され、2022年1月1日から施行されることから、短期退職手当等に関する質疑応答事例を取りまとめたも

の。

本Q&Aでは、使用人としての短期退職手当等を支給する場合（Q7）、同年に別の会社からも退職金の支給を受ける場合（Q8）、1つの勤務先が、同年に役員退職金と使用人としての退職金を支給する場合（Q10）等について、源泉徴収税額の計算方法が、申告書の記載例とともに解説されている。

会計・監査
カラムの要

監査役と監査等委員の違い

公認会計士
手塚 仙夫

会社法では、企業活動の多様化を受けて、会社形態に柔軟性を持たせた制度設計ができるようになっている。特に、取締役や監査役など会社運営に直接・間接に関わる機関設計に柔軟性を持たせている。本稿では、そのうち監査役（云）設置会社の監査役と監査等委員会設置会社の監査等委員について、その違いを考えてみたい。

監査役と監査等委員の最も大きな違いは、監査等委員は取締役でもあるため、取締役会での議決権を行使する権利という義務がある。一方、監査役は、取締役会への出席義務が課されているものの、取締役ではないので取締役会での議決権はない。この違いは、監査役、監査等委員の活動にどのような影響があるのだろうか。

監査役と監査等委員に共通した役割は、業務執行取締役の監査・監督である。監査役が取締役会に出席するのは、上程された議案について取締役会で適切に議論され、意思決定が行われていることの確認が目的である。これに対し、監査等委員は、監査役と同じ目的があるのと同時に、自分も取締役としてその意思決定に参加し、議案について賛否の意思表示を行うことから、ある意味議案につい

ての当事者としての立場になってしまふ。

監査役は、取締役会の議案に対する議論の状況を観察するだけでなく、あくまで第三者に徹して出席していればよい。もちろん意見があれば積極的に意見を述べることは必要である。しかし、監査等委員は、自らも議案についての採決に参加するため、自分のこととして質問し、当該議案が会社にとって必要であるのかが判断しなければならない。

特に非常勤である社外監査等委員は、限られた時間のなかで、かつ限られた情報に基づき判断をしなければならぬことから、的確な判断に困難性が伴うこともあると考えている。

また、取締役会に上程される議案は、通常担当部署あるいは関係者の非公式な会議で議論を重ねられた後に取締役会に出てくるため、常勤の取締役はすでに内容を熟知している場合が多いと思われる。そのため、取締役会であらためて議論する必要性がなく、結果として社外取締役への説明が主たる内容となる場合が多い。

や監査等委員に事前の説明を充実させることが大切と考えている。監査等委員は取締役会での採決が残っているので、真剣度も加わってくるものと考えられる。

このように、監査役と監査等委員では、少し大げさかもしれないが当事者意識において違いが出てくるように思われる。監査等委員は、自ら議案に対する賛否の判断のために、どのような情報が必要なのか真剣に考え行動しなければならない。

また、執行部が上程してくる議案の他に、取締役会で議論が必要事項がないかどうかにも注意する必要がある。そのために、特に非常勤の社外監査等委員として、会社内で起きている事柄の情報がどのように社内管理され、監査等委員がそれらにいかにかアクセスできるか、すなわち、内部統制システムの構築状況には特に留意が必要である。

監査役も同じ課題はあるわけだが、監査等委員は議決権行使のため、より真剣味が増すように思われる。常勤監査等委員を含めた監査等委員会のチーム力が重要となる。同時に常勤監査等委員も必ず必要と考えている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年10月4日	「監査役監査基準」等の改定公開草案	日本監査役協会	会社法の改正および改正会社法に係る法務省令の改正、CGコードの改訂等を踏まえ、「監査役監査基準」、「監査委員会監査基準」、「監査等委員会監査等基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」、「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」および「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」について改定するもの。コメント期限は2021年10月15日。 https://www.kansa.or.jp/news/post-2370/	—
2021年10月7日	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正	金融庁	第三者割当に係る有価証券届出書について、重点的に行う審査対象や審査要領を、より一層明確化するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20211007-2.html	—

弱い雇用統計と強い物価上昇が示唆する今後の米金融政策

米労働省は10月8日、9月の雇用統計を発表した。非農業部門の就業者数は19万4,000人の増加で、市場予測の約50万人を下回り、8月の改定値から増加幅は縮小した。しかし、市場が想定する11月の連邦公開市場委員会(FOMC)での金融緩和縮小の正式決定の想定を更にするには至っていない。

その理由は、インフレ加速の兆候を示すデータが増えているためとみられる。米連邦準備制度理事会(FRB)が金融政策を策定するうえで重視する物価指標は、個人消費支出(PCE)物価指数である。その直近のデータは8月分で、食品とエネルギーを除いたコア指数が前年同月比3.6%上昇、総合指数は前年同月比4.3%上昇と、前月から0.1ポイント上昇した。これは1991年1月以来の水準となり、今年初めから急上昇する動きとなっている。

この要因として、原油価格の高騰が挙げられる。米WTI原油先物価格は、10月11日のNY先物市場で1バレル＝82ドル台

を付けた。これは7年ぶりの高水準である。雇用拡大と物価安定について、FRBには達成義務があるが、パウエル議長は物価上昇のデータを重視する見込みだ。その理由として、労働参加率の低下など、労働市場のスラック(緩み)にとらわれて政策のタイムラグを間違えることへの懸念に加え、9月のFOMC後の会見で述べられた「目を見張るような、

素晴らしく強い雇用統計は必要ない」との発言が指摘される。ただ、これは量的金融緩和を縮小する議論を始める話であり、実際には市場との対話の問題である。インフレ対策を行うための金融政策は、利上げと量的緩和の結果、積み上がったFRBの資産を縮小すること、との見方もある。市場は2022年中に0.25%の利上げを見込んでいるが、現状の雇用と物価のデータに象徴されるように、景気が好転しないまま物価上昇が進めば、利上げ先送りの可能性も強まると懸念される。

夏頃から政治リスクへの警戒を指摘してきたが、株式市場を取り巻く景気、企業収益の展望は悪くない。新型コロナウイルス感染症の第5波は収束しつつあり、正常な経済活動への復帰は進んでいるように思われる。ただ、ワクチンの効果減少、第6波到来の可能性など、国民の心配は簡単には解消せず、経済活動は一本調子では回復しないのではないかと懸念される。他方、現在の国内情勢からみて、これから株価は一進一退よりやや上げが上回る程度で推移し、年内中に日経平均の3万円台定着への期待の声も挙がる。ただ、海外に目を転じると、ファンダメンタルズで懸念材料が増えていることが警戒される。景気回復で先行している米中2大経済大国では、原材料・エネルギーの流通が円滑に行われず、生産増加ペースの鈍化といった事態が頻出している。それにつれて、インフレ率が予想を上回る水準になってきた。生産ペースの鈍化とインフレ率上昇の同時進行から、スタグフレーションへの懸念も生じており、わが国もこの問題への注視を怠れないとみられる。

証券

株式市場は政治リスクを克服できるか？

岸田首相は自民党総裁選挙を経て誕生したが、勝者決定、新首相選出までの期間に株価は急上昇した。ちょうどその頃は、中国・恒大グループの債務問題が浮上し、世界同時株安となった時期であったが、日本市場は株安連鎖の例外となった。

ところが、実際に岸田内閣が組閣され、政権が発足すると、一転して株価は連日下げ続けた。株式市場は、新内閣の顔ぶれのインパクトが乏しいこと